۲ 憲 法

孝 忠 延

夫

二 インド憲法 第一編 二、インド憲法の改正 一、インド憲法の制定及びその特色 インド憲法概説 基本的人権 連邦及びその領域

第四編 第三編 第二編 第四A編 基本義務 国家政策の指導原則

(以下次号)

インド憲法概説

一、インド憲法の制定及びその特色(1)

(-)

一九四七年七月一五日、インド独立法がイギリス議会

あるとされていたが、一九七六年第四二次憲法改正により、現

和国である(前文)とし、連邦制をとることを定めている(第

二 インド憲法は、インドが社会的、非宗教的、民主主義共

一条)。 憲法制定のときには、 主権を有する民主主義共和国で

後、一九四九年一一月二六日可決された。一九五〇年一月二六 の憲法起草委員会を任命した。翌一九四八年二月、起草委員会(2) るといわれている。 日より施行されたインド憲法は、世界一長文の成文憲法典であ の草案が作成され、一一月四日制憲議会に上呈された。審議の た制憲議会は、八月二九日、B・R・アンベードカル以下七名 となった。一九四七年八月一四日(インド独立前日)招集され 前年から活動を続けていた制憲議会は自動的にインドの最高府 を通過し、同月一八日に国王の承認を得た。このことによって、

一六八条以下)、連邦と州と の権限に関する管轄権の区分は、(第五二条以下及び第七九条以下並びに第一五三条以下及び第ことを定めている。中央と州とは、それぞれ議会と政府をもち在の表現に改められた。第一条は、インドが諸州の連邦である

二五〇条、第三五三条、第三五四条等)からみても、中央集権条)、非常事態における国会及び大統領の州に対する権限(第的立法権を有している。また、大統領の州知事任命権(第五五共通管轄事項、州管轄事項として列挙された事項を除き、排他第一一編と第七付則に規定されている。それによれば、連邦は第一一編と第七付則に規定されている。それによれば、連邦は

○九条)等に示されている。

的性格の強い連邦制或いは「中央集権的連邦制」であるといわ

在な議院内閣制を採っているとはいえない。 一大統領は、連邦の行政権を有し(第五四条)もあるが、明大臣の助言にもとづいて大統領が任命する。大臣会議は、衆議五四条)。総理大臣は、大統領が任命する。大臣会議は、衆議が臣の助言にもとづいて大統領が任命し、その他の大臣は総理が、 大統領は、連邦の行政権を有し(第五三条)、国会議員及び

大統領の指名する一二人の議員と各州及び連邦領から選挙され(第七九条)とされ、立法権その他の権限を有する。参議院は、国会は、大統領並びに参議院及び衆議院の二院で 構 成 する

1

ンド憲法(一)

議院に対する優越的地位は、金銭法案に関する特別手続(第一部族等に対し留保されている(第三三○条以下)。衆議院の参の議員及び連邦領を代表する二○人以内の議員で構成されるの議員及び連邦領を代表する二○人以内の議員で構成される 接平等選挙によって各州の選挙区から選挙される五二五人以内 接平等選挙によって各州の選挙区から選挙される五二五人以内

保障することを目的としている。

(本) を国憲法のすぐれた経験をとり入れ、基本的人権について基本的人権は、その実現のため裁判所に提訴することが認いて基本的人権は、その実現のため裁判所に提訴することが認いて基本的人権は、その実現のため裁判所に提訴することが認いて基本的人権は、その実現のため裁判所に提訴することが認いて基本的人権は、その実現のため裁判所に提訴することが認いて基本的人権はついる(第三編)。インド憲法において基本的人権はついて基本的人権はついて基本的人権について基本的人権について基本的人権について基本的人権について基本的人権について基本的人権について基本的人権について基本的人権について基本的人権について基本的人権について基本的人権について基本的人権にあるといえよう。

さらに注目されるのは、このような基本的人権とは別に、国

二四三 (二四三)

家政策の指導原則(第四編)を設けていることである。この指

基本権との関連においては、国会が基本権を制限、

除去する

のであり、立法に際して国はこれら諸原則を適用する義務を課ない(第三七条)ものではあるが、国家統治の上で基本的なも導原則は、それにもとづいて裁判所に訴を提起することが出来

七三年の最高裁判決は「指導原則と基本的人権との間に不調和せられている。基本的人権と指導原則との関係について、一九のであり、立法に際して国はこれら諸原則を適用する義務を課

の一つである。」との考えが示されている。
「色」との調和的バランスはインド憲法の基本構造の本質的特徴は、一九八〇年代の判決にも受け継がれ、「基本的人権と指導点で、互に補いあうものだからである。」と述べた。この判断

基本的人権及び指導原則の中には、インドの社会的・歴史的

実現と福祉国家の確立という同一の目標をめざしているという

は存在しない。なぜなら、それらは憲法で謳われた社会革命の

時性を反映した多くの規定がみられる。宗教的、言語的又は文特性を反映した多くの規定がみられる。宗教的、言語的又は文はなく、指定カースト等に対する公務・公職上の機会均等、優はなく、指定カースト等に対する公務・公職上の機会均等、優はなく、指定カースト等に対する公務・公職上の機会均等、優はなく、指定カースト等に対する公務・公職上の機会均等、優になく、指定カースト等に対する公務・公職上の機会がある。宗教的、言語的又は文特性を反映した多くの規定がみられる。宗教的、言語的又は文特性を反映した多くの規定がみられる。宗教的、言語的又は文特性を反映した多くの規定がみられる。宗教的、言語的又は文特性を反映した多くの規定がより、

行われた第三八次改正、第四二次改正は、インド憲法の「根本法令に関する基本権の制限が定められた。非常事態の布告中に二五、二六条及び二九条で、一定の地域における、又は一定の権限を有することを明示するために第二四次改正が行われ、第

規定にもどされたものも多い。 規定にもどされたものも多い。 規定にもどされたものも多い。 した。憲法改正の限界につき大きな論議を引き起こしたを改正した。憲法改正の限界につき大きな論議を引き起こしたを改正した。憲法改正の限界につき大きな論議を引き起こしたを改正した。憲法改正の限界につき大きな論議を引き起こした。第にすぎないけれどもそれまでに存在していた行政権に対する

憲法改正(第三六八条)には、両議院が「総議員の過半数で二、インド憲法の改正

以下に、各改正の特徴を概説する。 (9) 以下に、各改正の特徴を概説する。比較的細部にわたる事項ま次し」大統領の認証を必要とする。比較的細部にわたる事項まあり、かつ、出席して投票する議員の三分の二以上の多数で可あり、かつ、出席して投票する議員の三分の二以上の多数で可

(1) 憲法第一次改正

一九五一年六月一八日施行されたこの改正の重要な点は、次

の通りである。 第一五条④項の新設——第一六条④項は、後進階層に属

その他の事項に関して後進階層市民のために国が特別規定を設 ために公職を留保することができる旨規定していた。しかし、 する人々及び国の公務に不充分にしか代表されていない人々の

ス州政府が一定の後進コミュニティ、カーストのために医科大 dras v. Champakan Dorairaj 事件において最高裁は、マドラ けることを認める規定は憲法上存在しなかった。State of Ma-

学に定員留保を設けた特別規定を無効と判示した。この判決を 契機に第一五条⑷項が設けられた。

準、すなわち⑴外国との友好関係、⑹公の秩序、及び⑹犯罪の Madras 事件判決を機に、合理的な制限を課すための三つの基 第一九条⑵項の改正——Romesh Thappar v. State of

教唆、が②項に加えられた。

ヘ!」という政策を実行するため、農業改革立法に対する保護 (Zamindari) その他の所有を廃止し、 「土地を耕作者

第三一A条の新設――不在地主制を前提とするザミンダ

- 4 その他の改正(2) 第三一B条の新設
- (5) 憲法第二次改正

憲法第三次改正

選挙区人口の上限七五〇〇〇人を第八一条から削除した。

一九五三年五月一日施行された一九五二年第二次改正法は、

共通管轄事項表第三三号が改正された。 この改正(一九五五年二月二二日施行)によって第七付則の

(4) 憲法第四次改正

受けて、① 第三一条(1)項及び(2)項の改正、② 第三一A条の 憲となる、また、第一九条⑴項⑻号は、私人を排除して法律が(3) これらの行為を国が独占することを規定できないとする判決を 収用に際し、損失補償の規定がない場合には、その法律は違

憲法第五次改正

改正が行われた。

一九五五年一二月二四日に施行された憲法第五次改正法は、

憲法第三条にただし書を加えた。

おける多数意見は、第二八六条の原注は一定の場合を除き州際 State of Bombay v. United Motors (INDIA) 事件判決に 憲法第六次改正

二四五 (二四五)

1 ンド憲法(一) を行う目的で第三一A条が設けられた。

取引に対する課税を禁じているものと解釈した。最高裁がこの 見解を維持しつづけたか否かについては疑問もあるが、一九五 つ。① 連邦管轄事項表の中に九二A号が加えられた。② 第 六年九月一一日施行された第六次改正は、次のような内容をも

二六九条の改正。③ 第二八六条の改正。

(7) 憲法第七次改正法

② アンドラ・プラデシュ州、ケララ州等を新州として再編成 再編成を行う目的で行われた。① 第一付則B編の州の削除。 この改正(一九五六年一〇月一九日施行)は、主として州の

する改正。⑥ その他。(3)則を改正し、新州への議席配分を行う。⑤ 州議会の構成に関 する。③ デリー、マニプール等を連邦領とする。④ 第四付

指定カースト及び指定部族への議席留保は、憲法施行の日よ (8) 憲法第八次改正

○年」と改正された。(一九六○年一月五日施行) り一○年間行われる(第三三四条)と定められていたが、「二

憲法第九次改正

日及び一九六〇年一月一一日付インド・パキスタン協定実施に ともないパキスタンにベルバリ(Berubari)その他の地域を割 この改正は、一九五八年九月一〇日、一九五九年一〇月二三

> 譲するために行われた(一九六〇年一二月二八日施行)。 (10) 憲法第一〇次改正

ダドラ (Dadra) 及びナガル・ハベリー (Nagar Haveli) を

連邦領としてインドに編入した(一九六一年八月一六日施行)。 (11) 憲法第一一次改正法

そのことにより選挙自体の効力に疑義が生じないように第七一 大統領及び副大統領の選挙母体に欠員又は空席があっても、

条⑷項が設けられた(一九六一年一二月一九日施行)。 ゴア (Goa)、ダマン (Daman) 及びディウ (Diu) を連邦領 (12) 憲法第一二次改正

としてインドに編入した(一九六二年三月二七日)。 (13) 憲法第一三次改正

ナガランド (Nagaland) の行政に関する特別規定が第三七一

A条で規定された(一九六二年一二月二三日)。

(14) 憲法第一四次改正

一九六二年一二月二八日施行された、この改正法は、一九六

していたポンディチェリー(Pondicherry)等をインド連邦に 二年一二月一六日までフランス直属地 (establishment) を構成

編入し、連邦領とした。 憲法第一五次改正

も重要なものは、第二二六条に対してなされたものであった。 この改正(一九六三年一○月五日施行)によってなされた最

Saka Venkata Rao 事件において、高等裁判所がその地域的管 該高裁の地域的管轄権内で生じた場合には、令状発給権を高裁 われた。第二二六条4項は、訴因が全体として又は部分的に当 轄権外にある選挙委員会に令状を発する権限があるかどうか争 第二二六条A項の新設——The Election Commission v

高裁判事に関する規定の改正(第二一七条、二二二条及

に認めるものとした。

その(i⁷)

び二二四A条)。

憲法第一六次改正

られた。また、第八四条及び第一七三条において、国会又は州 号及び(1)号にもとづく権利の行使に対する合理的な制限として、 を支持する旨の宣誓(約言)に署名することが義務づけられた 議会議員の候補者が、憲法忠誠等を行い、インドの主権と統合 同条②項及び③項に「インドの主権と統合」という文言が加え 第一九条は、言論の自由等を保障している。第一九条(1)項(1)

(19)

憲法第一七次改正 インド憲法(一)

(一九六三年一〇月五日施行)。

定義した。また、すでに州議会が制定してきていた農業改革に tate)」とは、「ある地方に関しては、既存の法律が当該地方に の意味するところと同様とし、次に掲げるものを含むもの」と おいて土地所有に関して用いている言語又はその地方的同義語 九六四年六月二〇日施行)。第三一A条②項@号で「土地(es-憲法第一次改正及び第四次改正を促進する目的で行われた(一 この改正は、第三一条の改正及び第三一A条の改正を行った

憲法第一八次改正

関する六四の法律が第九付則に盛り込まれた。

明規したものといえよう。 月二七日施行)。 ただし書でいう 『州』 の中に連邦領を含まな いということは、当該連邦領議会との事前の協議を不必要だと 第三条に〔原注Ⅰ〕及び〔原注Ⅱ〕を設けた(一九六六年八

選挙に関する紛争を解決するため選挙審判所を任命する権限を がって憲法第三二四条が改正された(一九六六年一二月一一日)。 審理する管轄権は高等裁判所に与えられることになった。した 改正され第八○A条が挿入された。これによれば、選挙争訟を 有していた。ところが一九五一年国民代表法が、一九六六年に 第三二四条⑴項にもとづき、選挙委員会は国会及び州議会の 憲法第一九次改正

二四七 (二四七)

憲法第二〇次改正

司法官の任命が憲法第二三三条及び二三四条の規定にもとづ

定の任命を有効とする意図を有する改正である(一九六六年一 た Chandrmohan v. State of U. P. にともない、司法官の一いて必要とされる高裁との協議を経てなされていないと判示し

20 憲法第二一次改正

一月二二日施行)。

第八付則に列挙された言語にジンディ (Sindhi) が追加され

(一九六七年四月一〇日施行)

憲法第二二次改正

州の部族地域に関する自治州を構成する権限を与えられた(一 この改正によって第二四四A条が新設され、国会はアッサム

九六九年九月二五日施行)。

23 憲法第二三次改正

指定カースト及び指定部族への議席留保は、憲法施行の日よ

九七〇年一月二三日施行)。 いたが、「三○年」と改正され、さらに一○年延長された(一 り二○年間行われる(第三三四条、第八次改正)と定められて

憲法第二四次改正

最高裁は、以前から、憲法第一三条で用いられた「法律

てきていた。Golaknath v. State of Punjab 事件判決を契機⁽³⁾ (law)」という文言は憲法を改正する法律を含ま ないと判示し

外を明規した(一九七一年一一月五日施行)。 に、国会は、第三六八条に⑴項、⑶項を加え、最高裁判決の例

この改正は、有名な銀行国有化事件における最高裁の判決に(2) **匈** 憲法第二五次改正

裁は、ある財産が強制的に収用される場合には合理的な補償を 憲法上の解決をはかろうとしたものである。この事件で、最高

年四月二○日施行)で導入された第三一C条は次のような内容 ければならないと判示していた。この第二五次改正(一九七二 なすことを義務づけられ、当該補償は適切な基準にもとづかな

三一条違反を理由として訴えられることはない。回また、も をもっている。() 第三九条的項及びの項で規定された指導原 則を実現するために制定された法律は、第一四条、一九条及び

導原則実行のために制定されたものだと宣言した場合には、免

し当該議会が、ある法律を第三九条心項及び心項に含まれた指

責が第三一C条にもとづいて申立てられるという点で、非常に 徹底した性質をもつといえる。 ⑾ 第三一C条にもとづき州議

C条一節の後段は論争をまきおこした。 会が制定する法律は、大統領の認証を必要とする。この第三

(26) 憲法第二六次改正

(Privy Purses)の廃止のためになされた改正である(一九七 インドへの合併にあたって藩王国支配者に支払わ れる 私 金

年一二月二八日施行)。

憲法第二七次改正

○日施行)。 邦領について第二三九A条中に規定した(一九七一年一二月三 北東地域の再編成計画を行うためのこの改正は、ミゾラム連

憲法第二八次改正

二A条の新設が行われた(一九七二年八月二七日施行)。 会がその勤務条件を変更する法律を制定できる旨定める第三一 前ICS官吏の勤務条件に関する改正(第三一四条)及び国

憲法第二九次改正

施行)。 付則に加えることを目的としてなされた(一九七二年六月九日 定の改正が裁判所で異議を申立てられないよう、それを第九 この改正は、Kerala Land Reforms Act に対してなされた

憲法第三〇次改正

更したのが、この改正である(一九七三年二月二二日施行)。 高裁判決に対する最高裁への上告の要件(第一三三条)を変

1

ンド憲法(一)

(31) 憲法第三一次改正

五人に変更された(一九七三年一〇月一七日)。 第八一条が改正され、衆議院議員の上限が五○○人から五二

82 憲法第三二次改正

この改正は、教育施設への入学及び州公務への雇用について

ドラ地域住民間の紛争を解決するために行われた。第三七一D アンドラ・プラデシュ州内のテランガナ(Telangana)とアン

るための行政審判所の構成に関して、大統領が必要な命令を定 公平な機会と便宜の供与に関して並びに公務員の紛争を解決す 条は、アンドラ・プラデシュ州内の公雇用及び教育についての

83 憲法第三三次改正

める権限を認めている(一九七四年五月三日施行)。

ときには認められてはならないとされた(一九七四年五月一九 その辞職が自発的になされたものでないことが明らかになった 員の辞職は、当該議長により認められた場合にのみ有効であり、 日施行)。 この改正は、 議員の辞職を強制する事例が明るみに 第一○一条及び第一九○条が改正された。国会及び州議会議

出たことからなされたものである。

憲法第三四次改正

この改正によって農業改革に関連する二○の法律が第九付則

二四九 (三四九)

二五〇(二五〇)

に含められた(一九七四年九月七日施行)。

憲法第三五次改正

七五年二月二二日施行)。 この改正により、シッキムに準州の地位が与えられた(一九

憲法第三六次改正

この改正によって、シッキムがインド連邦に併合され、第二

二番目の州として第一付則に加えられた(一九七五年五月一六

日施行)。

憲法第三七次改正

会と大臣会議の創設について規定する第二三九A条、及び、一 定の連邦領のための地方議会若しくは大臣会議又は地方議

定の連邦領についての大統領の規則制定権を定める第二四○条

中にアルナカル・プラデシュが挿入された(一九七五年五月三

息。 憲法第三八次改正

についても活発に論議された。(33)にも憲法的にも非常に重要性を持っている。憲法改正権の限界 一九七五年から七六年にかけてなされた憲法改正は、 歴史的

第三八次改正の主要な内容は次の通り。

第一二三条と第二一三条の改正――同条で定める命令を

発する大統領及び知事の権限の強化。

大統領の権限の強化。 2 第三五二条と第三五六条の改正----非常事態を布告する

③ 第三五九条1項の新設 非常事態布告中の基本権の制

限を可能にするものである。

第三六○条⑤項の新設

これらの改正が一九七五年八月一日から施行された。

89 憲法第三九次改正

限を行うとともに、第九付則に三八の法令を追加した(一九七

選挙争訟についての最高裁判所及び選挙審判所の管轄権の制

(40) 憲法第四〇次改正 六年五月二七日施行)。

行。 第九付則に六四の法律を追加した(一九七六年五月二七日施

(41) 憲法第四一次改正

員会委員の退職年齢が六○歳から六二歳に引き上げられた。 一九七六年九月七日施行されたこの改正法により、州公務委

正のなかで最も徹底したものだと云われている。以下に主要な(3) この第四二次改正は、インド憲法制定以降なされた全ての改 憲法第四二次改正

ものを列挙してみる。

- 的・経済的正義」に立脚していたことが明示された。 前文の改正― ―憲法がその制定以降「非宗教 的 で 社 会
- を実現するための立法と基本権との関係の明規。(三第三九A条) 国家政策の指導原則の充実――()第三九条()項及び()項

四三A条及び四八A条の新設。

- めに制定された法律の基本権適用除外について規定する。 第三一D条の新設――反国家的活動を制限、禁止するた
- 権限を制限した。 第三二A条の新設― -州法の合憲性を審査する裁判所の
- (5) 基本義務(第五一A条)の新設
- 6 裁判所の管轄権の制限――第七七条、一六六条等。
- の改正により五年から六年となった。 衆議院と州立法議院の任期――第八三条及び第一七二条
- 裁判所の合憲性審査権の制限――第二二八A条、二二六

条、二二七条等。

憲法改正の限界について――第三六八条⑷項及び⑸項の

新設により、国会の憲法改正権を優位させた。 第四二次改正は一九七六年一二月一八日に施行された。

九七七年三月の総選挙後、一九七五年八月から一九七六年 ンド憲法(一)

1

したがって、全政党の合意によって憲法改正が行われることに 衆議院で多数を制したが、参議院では必要多数を有しなかった。 た。国民会議派にかわり政権についたジャナタ(Janata)党は 一二月の間に行われた憲法改正を元に戻すこころみが開始され

なった。

(43) 憲法第四三次改正

この改正は、第四二次改正で行われた改正を以前の規定に戻

の削除、裁判所の権限及び管轄権を制限していた第三二A条 行)。 反国家的活動を制限、 禁止することに関する第三一D条 していく最初の改正として行われた(一九七八年四月一三日施

一三一A条及び二二六A条を削除した。 44 憲法第四四次改正

主要な内容を以下に列挙する。 この改正は、第四三次改正の方向をさらに進めるものだった。

なった(第三〇〇A条)。 これにともない、 第三一A条及び第 ゴリーから財産権が除かれ、それは憲法上の『通常の』権利と 1 第一九条⑴項⑴号及び第三一条の削除——基本権のカテ

2 裁判所の権限の回復――第七一条、二二六条、二二七条 三一C条も改正された。

二五一(二五二)

いみ等。(③)迅速な裁判の保障――第一三四A条、一三九A条、二二

の部分が一九七九年八月一日に施行された。 この第四四次改正は、一部が一九七九年六月一〇日、その他

侧 憲法第四五次改正

と定められていたが「四○年」と改正され、さらに一○年延長り三○年間行われる(第三三四条、第八次改正、第二三次改正)指定カースト及び指定部族への議席留保は、憲法施行の日よ

されることになった。

この改正により、第二六九条、二八六条及び三六六条が改正(6)憲法第四六次改正

劒 憲法第四七次改正以降

され、第七付則九二B号が挿入された。

(資料が入手できていないので、別の機会に紹介したい。)

九七七年)、同『インド憲法の基本問題』(一九七八年)(1) 詳しくは、大内穂編『インド憲法の制定と運用』(一発者が2000年)

「インド憲法制定過程における不可触民問題――アンベ草委員会の憲法草案の考察を行ったものとして、佐藤宏(2) B・R・アンベードカルの憲法私案と制憲議会憲法起

ベードカルの憲法構想」関西大学法学論集第三五巻三・治編『アジアの差別問題』所収)、拙稿 「B・R・アンードカルの憲法私案をめぐって――」(西順蔵・小島晋

四·五合併号(一九八五年)。

3

一三八頁)の政治的意義」(前掲・『インド憲法の基本問題』所収)の政治的意義」(前掲・『インド憲法の基本問題』所収)といえる程度だとする見方もある。」(斎藤吉史「連邦制

また、「実質的にはせいぜい準連 邦制(quasi-federal)

吉田善明『現代比較憲法論』(一九七八年)二一四頁。

法の制定と運用』所収)一一頁以下参照。 求訴訟(writ petition)の分析――」(前掲『インド憲(4) 佐藤宏「インド憲法における人権保障制度――令状請

(Φ) Kesavananda Bharati v. State of Kerala, (1973)Supp. S. C. R. 1.

(ω) Ibid., at 236-37.

法学部編『法と政治の理論と現実』上巻所収)参照。原則――基本権との関係を中心として――」(関西大学(7) 詳しくは、拙稿「インド憲法における国家政策の指導

岩手大学文化論叢第一輯(一九八四年)、同・「インド最稲正樹「一九七六年インド第四二次憲法改正の検討」

8

- 於照。 高裁長官任命事件」北大法学第三六巻三号(一九八六年)
- (9) 入手しえた資料の関係で、第四六次改正(一九八三年)まで紹介する。M. Rama Jois, Legal and Constitution al History of India, vol. II, 1984; Mangal Chandra Jain Kagzi, The Constitution of India, vol. II, (1984).
- (\(\text{\tin}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tint{\text{\te}\tint{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\texi}\xi}\text{\text{\text{\text{\texi}}}\text{\text{\text{\ti}}}\tinttet{\text{\text{\text{\ti
- (二) 1950 S. C. R. 594
- 三四二条、三七二条及び三七六条 三四一条、「12) 第八五条、八七条、一七四条、一七六条、三四一条、
- (A) State of West Bengal v. Subogh Gopal, 1954 S. C.
 R. 587; Dwarkadas v. Sholapur Spinning, 1954 S. C.
- (4) Saghir Ahmed v. State of U. P., 1955 (1) S. C. R. 707.
- (5) (1953) S. C. R. 1069.
- (16) その他、裁判所関係の条文(第二二○条、二二四条、
- (17) 第三一一条、第三一六条。
- (🛎) 1967 (1) S. C. R. 77.
- (2) Shankari Prasad Singh Deo v. Union of India (A. I. R. 1951, S. C. 458); Sajjan Singh v. State of Rajasthan (A. I. R. 1965, S. C. 845).
- インド憲法(一)

- (A) Golaknath v. State of Punjab, (A. I. R. 1967, S. C.
- (ন) Rustomji Cavasjee Cooper v. Union of India (A. I. R. 1970 S. C. 564).
- (22) The Law Commission の第四六次報告書が参考となる。M. Rama Jois, op. cit., p. 364.
- (3) Hari Chand, The Amending Process in the Indian Constitution, 1972, p. 104-; H. M. Seervai, The Emergency, Future Safeguards and the Habeas Corpus Case: A Criticism, 1978, p. 130-; S. P. Sathe, Limitations on Constitutional Amendment: "Basic Structure" Principle Re-examined, in ed. by R. Dhavan & A. Jacob, Indian Constitution Trends and Issues, 1978, p. 179-; K. M. Pillai, Amendability of Fundamental Rights under the Constitution of India, in ed.
- (2) 詳しくは、稲正樹「一九七六年インド第四二次憲法改by R. Dhavan & A. Jacob, op. cit., p. 192-.

正の検討」参照。

H. M. Seervai, Constitutional Law of India, 3rd, ed., 1983以下の条文の訳出にあたっては、次のものを参照した。

Mangal Chandra Jain Kagzi, The Constitution of India

1984

衆議院法制局等訳「インド憲法」 (昭和三〇年)。

宮田豊「インドの憲法」(大石憲法研究所編『世界各国の憲 法集』所収)昭和四八年。

インド憲法

前 文

われらインド国民は、インドを主権を有する社会的・非宗教 的・民主主義共和国となし、

すべての公民に

社会的、経済的及び政治的正義

思想、表現、信条、信仰及び崇拝の自由

地位及び機会の平等

を確保し、

且つ、すべての公民に

を促進すること 個人の尊厳と国民の統一及び統合をもたらす友愛(2)

を採択し、制定し、かつわれら国民自身に付与する。 を厳粛に決意し 一九四九年一一月二六日憲法制定議会において、この憲法

第一編 連邦及びその領域

第一条(連邦の名称及びその領域)

(1) 諸州及びその領域は、第一付則で定められたものとする。 (4) インド即ちバラトは、諸州の連邦である。

(3)インドの領域は、次のものを含む。 (2)

(a) 第一付則で定められた連邦領(5) 諸州の領域

将来取得されうべきその他の領域

第二条(新州の加入及び創設)

することができる。 国会は、法律でその認める条件の下に、新州を加え又は創設国会は、法律でその認める条件の下に、新州を加え又は創設

第三条(新州の創設並びに現に存する州の区域、境界及び名

称の変更)

国会は、法律で

(a)

を統合、又は州の一部に他の領域を統合することによって、新 一州の領域を分割し、二以上の州若しくはそれらの部分

州を創設し、

州の区域を増加し、

(c) 州の区域を減少し、

- (は) 州の境界を変更し、
- ことができる。(e) 州の名称を変更する

れかの議院に提出するには、大統領の勧告を要し、かつ、当該ただし、本文に規定する事項を目的とする法案を国会のいず

には、大統領が関係州の議会に付託した事項の中に明示された法案に含まれた提案が州の区域、境界又は名称に関係するとき

期間内又は大統領が認めた延長期間内でその明示された期間又

(7) しめるため、 当該州議会に 当該法案を 付託しなければ ならなしめるため、 当該州議会に 当該法案を 付託しなければ ならなは認められた期間が経過するまでに、当該議会の意見を表明せ

が、ただし書における『州』には、連邦領を含まないものとす〔原注1〕 本条(0)~(6)項における『州』には、連邦領を含む

〔原注Ⅱ〕 (9項で国会に与えられた権限は、州の部分又は連

邦領を他の州、連邦領に統合することにより新州又は連邦領を

則の改正及び補足的、付随的又は結果的事項を規定する法律)第四条(第二条又は第三条の規定による第一付則又は第四付創設する権限を含むものとする。

⑴ 第二条又は第三条に規定する法律には、当該法律の規定

1

ンド憲法(一)

代表に関する規定を含む。)を含むことができる。結果的規定(当該規定により影響を受ける国会、州議会の譲席を含むものとし、また、国会が必要と認める補足的、付随的、

を有効ならしめるのに必要な第一付則又は第四付則の改正規定

は、この憲法の改正とはみなされない。 第三六八条の規定の適用について、前項に規定する法律

第二編 公民権

第五条(この憲法施行の際における公民権)

であって、次に掲げる者は、これをインド公民とする。この憲法施行のときにおいて、インド領内に住所を有する者

(a) インド領内で出生した者

この憲法施行に先立ち五年以上インド領内に正常に居住両親のいずれかがインド領内で出生した者 又は

した者 じ この憲法施行に先立ち五年以上インド領内に正常に居住

この憲法施行時にインド公民とみなす。領土からインド領に移住してきた者であって、次に掲げる者は、第五条の規定にかかわらず、現在パキスタンに含まれている

第六条(パキスタンからインドへ移住した者の公民権)

本人又はその両親若しくは祖父母の一人が一九三五年イ

二五五 (二五五)

第五条の規定にかかわらず、本人又はその両親若しくは祖父

ンド統治法(最初に制定され たものをいう。) の定めるインド 第三八巻 第一号

で出生した者であって (b) 一九四八年七月一九日前に移住した者であるときは、

当該移住の日以後、正常にインド領内に居住する者、又は この憲法施行前に本人の申請にもとづいて、インド自治領 一九四八年七月一九日以後に移住した者であるときは、

ただし、当該申請に先立ち、少なくとも六月間インド領内に された官吏によりインド公民として登録された者

政府の定める形式及び方法によって当該目的のために任命

居住する者でなければ、登録することはできない。

第七条(パキスタンへの移住者の公民権)

た者は、インド公民とはみなされない。 以後インド領から現在パキスタンに含まれている領域に移住し 第五条及び第六条の規定にかかわらず、一九四七年三月一日

ただし、この条の規定は、現在パキスタンに含まれる領域に

用しない。この者は、第六条心項の規定により一九四八年七月 一九日以後インド領に移住した者とみなす。

第八条(インド領外に居住する一定のインド系の人の公民権)

住許可証又は永久許可証を得てインド領内に帰還した者には適 移住した後、法律により又はこれにもとづいて発給された再移

> の定めるインドで出生した者であって、同法の定めるインド領 母の一人が一九三五年統治法(最初に制定されたものをいう。)

外に正常に居住している者は、この者がその時に居住する国に

及び方法により申請を行い、インド公民として登録されたとき は以後においてインド自治領政府又はインド政府が定める形式 おけるインドの外交使節又は領事にたいし、この憲法施行前又

本人の意思により外国の公民権を取得した者は、第五条によ 第九条(自発的に外国の公民権を取得した者の公民権) には、インド公民とみなす。

インド公民とはみなさないものとする。 るインド公民たりえず、また、第六条又は第八条の規定による

第一〇条(公民権の継続)

引き続きインド公民であるものとする。 ンド公民とみなされる者は、国会の制定する法律の規定の下に この編中の前条までの規定によりインド公民である者又はイ

この編中の前条までの規定は、国会が公民権の取得及び剝奪 第一一条(国会の制定する法律による公民権の規制)

妨げるものではない。 並びに公民権に関するその他の事項に関し規定を設けることを

第三編 基本的人権

第一二条(定義)

総

則

政府の監督の下にあるすべての地方機関その他の機関を含むも 府及び国会、各州の政府及び議会並びにインド領内又はインド この編において『国』とは、文脈の許すかぎり、インドの政

第一三条(基本的人権と抵触し、又は基本的人権を侵害する

のとする。

法律は、この編の規定に牴触するかぎり、その限度において無 この憲法施行の直前インド領内で効力を有するすべての

効とする。

- 律は、その違反の限度において無効とする。 する法律を制定してはならず、この項に違反して制定される法 国は、この編によって与えられる権利を奪い、又は制限
- この条において、文脈の許すかぎり
- のとし、 る政令、命令、細則、規則、公示、慣習又は慣行を含むも 『法律』とは、インド領内において法律の効力を有す

インド憲法(一)

ず、この憲法施行前に廃止されていないものを含む。 ド又は特定の地域において実施されていないのにかかわら 制定された法律であって、その法律又はその一部が全イン 領内の立法府又は権限あるその他の機関によって可決又は (b) 『効力を有する法律』とは、この憲法施行前にインド

の憲法の改正に適用されてはならない。 (4) この条のいかなる規定も第三六八条の規定にもとづくこ

平 等

第一四条 (法律の前の平等)

又は法律の平等な保護を否認してはならない。 国は、インド領内において、何人に対しても法律の前の平等

する差別の禁止)

第一五条(宗教、

人種、カースト、性別又は出生地を理由と

のいずれかのみを理由として、公民に対する差別を行ってはな 国は、宗教、 人種、カースト、 性別、 出生地又はそれら

らない。

らのいずれかのみを理由として、次に掲げる事項に関し無資格 とされ、負担を課され、制限を付され、又は条件を課されるこ (2) 公民は、宗教、人種、 カースト、 性別、 出生地又はそれ

二五七 (二五七)

二五八 (三五八)

とはない。

- 店舗、公衆食堂、旅館及び公衆娯楽場への立入
- (b) 用に供されている井戸、用水池、浴場、通路又は娯楽地 全部又は一部が国家基金により維持され、又は一般の

設けることを妨げるものではない。 (3) この条の規定は、国が女子及び児童に対する特別規定を

後進階層又は指定カースト及び指定部族の進歩のため特別規定 ④ この条及び第二九条②項の規定は、国が社会的・教育的

を設けることを妨げるものではない。

第一六条(公務への雇用における機会均等)

国の下にある官職への雇用又は任命に関する事項につい

いかなる公民も平等の機会を与えられる。 いかなる公民も、宗教、人種、カースト、性別、家柄、

ては、

れることはない。 にある官職への雇用又は任命につき不適格とされたり、差別さ 出生地、居住地又はそれらのいずれかのみを理由として国の下

用又は任命前に当該州又は連邦領内に居住することを必要とす その他の機関における各階級の雇用又は任命に関して、当該雇

③ この条の規定は、州又は連邦領内の政府、地方機関又は

る旨規定する法律を制定することを妨げるものではない。

定を設けることを妨げるものではない。 と認める後進階層市民のために任命又は補職を留保する旨の規 この条の規定は、国がその公務に適当に参加していない

はその管理機関の職員が、特定の宗教を信仰する者又は特定の 宗派に属する者でなければならない旨規定する法律の実施に影

この条の規定は、宗教的・宗派的組織の事務を行う者又

響を与えるものではない。

第一七条(不可触民制の廃止)

とは、法律により処罰される犯罪である。 も禁止される。『不可触民制』より生ずる無資格を強制するこ 『不可触民制』は廃止され、いかなる形式におけるその慣行

第一八条(称号の廃止)

与えてはならない。 (1) インド公民は、外国からいかなる称号も受けてはならな 国は、軍事上又は学術上の勲功を示す称号以外の称号を

インド公民でない者は、国の下に俸給又は信任を受ける

γ'n

(3)

官職にある期間中、大統領の許可なしに外国から称号を受けて

はならない。

大統領の許可なしに外国から又は外国の下においていかなる種(4)国の下において、俸給又は信任を受ける官職にある者は、

類の贈与、報酬又は官職をも受けてはならない。

自由

第一九条(言論の自由等に関する一定の権利の保護)

- (1) すべての公民は、次に掲げる権利を有する。
- (a) 言論及び表現の自由
- (d) インド領内を自由に移動すること

(c)

結社又は組合を組織すること

- ⑤ インド領内の何れかの地域に居住し、又は定住するこ
- i
- (f) (削除)
- (6) 専門的職業に就き、又は職業、交易若しくは事業を行(7)
- め、又は裁判所侮辱、名誉毀損若しくは犯罪の教唆に関して、の安全、外国との友好関係、公の秩序、良俗若しくは道徳のた② (1)項(0)号の規定は、その法律がインドの主権と統合、国

インド 憲法 (一)

- が、いかなる法律を制定することをも妨げるものではない。あるかぎり、いかなる既存の法律の施行をも妨げず、また、国同号によって与えられた権利の行使を合理的に制限するもので
- ではない。
 (3) (1)項(6)号の規定は、その法律を制定することをも妨げるものず、また、国が、いかなる法律を制定することをも妨げ限するものであるかぎり、いかなる既存の法律の施行をも妨げ限するものであるかぎり、いかなる既存の法律の施行をも妨げ限するものであるかぎり、いかなる法律を制定することをも妨げるもの秩序のために同号により与えた。
- (1) (1項(c)号の規定は、その法律がインドの主権と統合、公(4) (1項(c)号の規定は、その法律を制定することをも妨げも妨げず、また、国が、いかなる法律を制定することをも妨げるものではない。
- ず、また、国が、いかなる法律を制定することをも妨げるもの限するものであるかぎり、いかなる既存の法律の施行をも妨げ定部族のために同号により与えられる権利の行使を合理的に制(5) (1)項(1)号及び(2)号の規定は、その法律が一般公衆又は指
- な制限を課するものであるかぎり、いかなる既存の法律の施行(6)(1)項(8)号の規定は、その法律が一般公衆のために合理的

ではない。

二五九 (二五九)

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命又は人

るものではない。また、特に同号の規定は、その法律の規定が をも妨げず、また、国がいかなる法律を制定することをも妨げ

律の施行をも妨げず、また国がいかなる法律を制定することを 次に掲げる事項に関するものであるかぎり、いかなる既存の法

(i) 専門的職業を行い、又は職業、交易若しくは事業を行

も妨げるものではない。

公民の全部又は一部を除外すると否とを問わず、 国又

うのに必要な専門的又は技術的資格

又は役務の運営 は国が所有若しくは監督する法人による交易、事業、産業

第二〇条(犯罪処罰に関する保護)

- る法律に違反しないかぎり、有罪とされることはなく、また、 何人も、告発を受けた犯罪行為実行のときに効力を有す
- り重い刑罰を科されることはない。 犯罪行為実行のときに効力を有する法律により科されるものよ
- ることはない。 犯罪の訴追を受けた者は、自己に不利益な証人となるこ 何人も、 同一の犯罪について重ねて訴追され、処罰され
- 第二一条(生命及び人身の自由の保護)

とを強制されない。

第二二条(一定の場合における逮捕、拘禁からの保護)

身の自由を奪われない。

- る権利及びその弁護人の弁護を受ける権利を奪われてはならな 拘禁されることはなく、また、本人の選択する弁護人と協議す ① 逮捕される者は、ただちに逮捕の理由を告げられないで
- 行の時間を除き、二四時間以内にもよりの治安判事に引き渡さ れなければならず、治安判事の承認がないかぎり、二四時間以 (2) 逮捕、拘禁される者は、逮捕地から治安裁判所までの連
- ⑴項及び⑵項の規定は、次の者には適用しない。

上拘禁されてはならない。

- (b) (a) 予防拘禁につき定める法律の規定にもとづいて逮捕、 そのときにおいて敵国人である者、又は
- (4) 拘禁される者 予防拘禁につき定める法律は、次に掲げる場合を除き、

三月以上の拘禁を許すことはできない。

高等裁判所裁判官、元高等裁判所裁判官又はその資格 に、それ以上の拘禁を必要とする十分な理由がある旨の意 を有する者で構成する諮問評議会が当該三月の期間経過前

見を報告したとき。

ただし、この号の規定は、この条⑦項的号の規定にもとづき

国会が制定する法律の定める最大期限をこえて拘禁することを

許すものではない。

(b) ⑦項(a)号及び(b)号の規定により国会が制定する法律の

なる。

- 規定にしたがい拘禁されるとき。(タイン) 予防拘禁につき定める法律にもとづく命令により、拘禁
- 抗議することのできる機会をすみやかに与えなければならない。 令の発せられた理由をすみやかに告知し、その者が当該命令に を行う場合には、当該命令を発した機関は、拘禁された者に命
- し、それを開示することが公の利益に反すると認められるよう ⑤項の規定は、同項の規定により命令を発する機関に対
- な事実の開示を要求するものではない。

国会は、法律で、次に掲げる事項を定めることができる。

- く、予防拘禁につき規定する法律により三月以上にわたっ (4項(4)号に規定する諮問評議会の意見を求めることな
- て拘禁することのできる場合及び事件の種類
- きる各種事件ごとの最大期限 ⑤ 予防拘禁につき規定する法律により拘禁することので ⑷項⑷号の規定により諮問評議会が行う調査の手続(%)
- インド憲法(一)

搾取に対する権利

第二三条(人身売買及び強制労働の禁止)

禁止される。この規定の違反は、法律により処罰される犯罪と ① 人身売買、ベガーその他これに類する形式の強制労働は

ずれかのみを理由として差別をもうけてはならない。 るにあたっては、宗教、人種、カースト、階層又はそれらのい することを妨げるものではない。ただし、国が当該役務を課す (2) この条の規定は、国が公の目的のために義務的役務を課

第二四条(工場等における児童雇用の禁止)

又はその他の危険な業務に従事させてはならない。

一四歳以下の児童は、工場若しくは鉱山での労働に雇用し、

第二五条(良心の自由並びに信仰告白、 宗教の自由に関する権利

祭祀及び布教の自

由

何人も等しく良心の自由を保障され、自由に信仰を告白し、祭 (1) 公の秩序、道徳、衛生及びこの編の他の規定の制限内で、

祀を行い及び布教する権利を保障される。

二六一(三六二)

この条の規定は、次に掲げる事項に関する既存の法律の

施行に影響を及ぼし、又は国がこれに関する法律を制定するこ

とを妨げるものではない。

宗教活動に関連する経済的、財政的、

政治的その他の

非宗教的活動を規制又は制限すること。 社会福祉及び社会改良のため、又は公共的性質を有す

るヒンズーの宗教施設をすべての階級及びヒンズー各分派

〔原注Ⅰ〕 キルパンの所持は、シーク教の信仰に含まれるも

(2)

へ開放するための規定をもうけること。

のとみなされる。

イナ教又は仏教を信仰する者を含むものと解釈しなければなら 〔原注Ⅱ〕 ②項心号におけるヒンズー教は、シーク教、ジャ

(3)

ない。また、ヒンズーの宗教施設についても同様とする。 第二六条(宗教活動上の自由)

はその分派は、次の権利を有する。

公の秩序、道徳及び保健の制限内において、すべての宗派又

(a)

宗教的、

ح (b) 慈善的目的のための施設を創設し、維持するこ

(c) 動産、不動産を所有し、管理すること、及び 宗教事項に関する事務を処理すること

法律に従い、財産を管理すること

第二七条(特定宗教弘布のためにする課税の禁止)

充てるための租税の徴収を強制されない。 何人も、特定の宗教又は宗派の弘布又は維持の費用の支払に

第二八条(一定の教育施設における宗教教育及び礼拝に参加

することの自由)

教教育を行うことができない。 (1) もっぱら国家基金により維持されている教育施設は、 宗

もって創設されたものには適用しない。 育を行うことを要するものとしてなされた寄贈又は信託財産を

(1)項の規定は、国が管理する教育施設であって、宗教教

見人の同意)がなければ、当該施設において行われる宗教教育 設で学ぶ者は、その同意(その者が未成年であるときはその後

国が許可し、又は国家基金から補助を受けている教育施

に参加し、又は当該施設若しくはその付属施設内において行わ れる礼拝に出席することを要求されることはない。

第二九条(少数者の利益保護)

文化及び教育に関する権利

の言語、文字又は文化を有する者は、それを保持する権利を有 インド領内又はその一部に居住する公民であって、固有

する。

いる教育施設で学ぶことを拒否されてはならない。れかのみを理由として国が維持し又は国家基金の援助を受けての)公民は、宗教、人種、カースト、言語又はそれらのいず

第三〇条(教育施設を設立、管理する少数者の権利)

- 設を設立、管理する権利を有する。(1) 宗教又は言語にもとづく少数者は、自らの選択で教育施
- 定められた法律にもとづいて金額が定められることを保障する。(空)れた権利を制限又は廃棄しないように、当該財産収用のために産の強制収用を法律で定めるにさいして、国は、同項で保障され、(少数者の設立、管理する教育施設財)
- してはならない。(2) 国は、教育施設に補助を行うにあたって、宗教又は言語の) 国は、教育施設に補助を行うにあたって、宗教又は言語

財産に対する権利(削除)(20)

一定の法律の適用除外(21)

第三一A条(土地の収用等を規定する法律の適用除外)(※)

⑴ 第一三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を

インド憲法(一)

牴触し、当該権利を剝奪、又は制限するという理由で無効とみ定める法律は、第一四条又は第一九条により与えられた権利と

回 国による土地又はそれに含まれる権利の収用、当該権なされてはならない。

利の失効又は制限

- 限られた期間内、国が当該財産を管理することの、公益のため、又は財産の適切な管理を確保するため、
- 以上の団体を合併すること
 の 公益のため、又は団体の適切な管理を確保するため二階られた期間内 医が当診財産を管理すること
- 決権の失効若しくは制限理人の権利の失効若しくは制限又は当該団体の出資者の表は団体の運営機関、幹事、会計、理事、主事若しくは管
- (e) 鉱石、鉱油を調査若しくは堀出すための協定、契約若しくは認可により生じた権利の失効若しくは制限、又は当該協定、契約若しくは認可の早期の終了若しくは救済ただし、当該法律が州議会により制定された法律であるときには、この条の規定は、大統領の考慮を留保されている当該法には、この条の規定は、大統領の考慮を留保されている当該法には、この条の規定は、大統領の考慮を留保されているの協定、契約若

また、国により土地の収用を定める法律が制定されたとき、

二六三 (三六三)

四(三六四)

及びその財産を構成する土地が自ら耕作する人によって所有されているときには、当該土地、建物又は工作物の収用に関するなければ、国が、そのときに効力を有する法律にもとづいて当人に適用される限界内で当該土地の一定部分、当該土地上の建物若しくは工作物又はその付属物を正当に収用することはでき物若しくは工作物又はその付属物を正当に収用することはできない。

- ② この条において
- (i) ジエギィア、イナム、ムアフィ又はその他のこれに地方的同義語の意味するところと同様とし、次に掲げるものを含むものとする。
- るジャンナムの権利類する特権並びにタミル・ナドゥ州及びケララ州におけ類する特権並びにタミル・ナドゥ州及びケララ州におけ
- ii ライーヤトワーリー設定にしたがって保有された土

のための用地を含む土地

を含むものとする。 (3) を含むものとする。 (3)

第三一B条(特定の法律及び規則の確認)

付則に規定する法律及び規則又はその規定は、これらの法律及

第三一A条で定められた一般原則をそこなうことなく、第九

判所の判決、決定又は命令にかかわらず、それを廃止、改正することはない。また、当該法律及び規則は、それと矛盾する裁るという理由で無効とみなされることはなく、また、無効となはこの編の規定によって与えられた権利を除去若しくは制限すび規則又はその規定がこの編で定められた権利と両立せず、又

4月の半巻、巻気の権限にしたがって効力を持続する。 (8) る権限を有する議会の権限にしたがって効力を持続する。

第三一C条(一定の指導原則を実現する法律の適用除外)

条により与えられた権利と両立せず、又はそれらの権利を除去た国家政策を実現していく法律は、それが第一四条又は第一九た諸原則の全て又はその中のあるものを保障するために採られた当に定められた内容にかかわらず、第四編で規定され

若しくは制限するという理由で無効とみなされてはならない。

裁判所に訴えられることはない。(空) また、これらの国家政策を実行するためのものであるという宣 言を含む法律は、これらの政策を実行していないという理由で

保されているので、その認証を受けなければ適用されない。(窓)の場合には、この条の規定は、当該法律には大統領の考慮が留 ただし、このような法律が州議会により制定されたものであ

憲法上の救済についての権利

第三二条(この編の規定する権利行使のための救済措置)

- 正な手続により最高裁判所に提訴する権利が保障される。 この編によって与えられた権利を実現していくため、 適
- る令状を含む令状を発する権限を有する。 状、禁止令状、権限開示令状若しくは移送命令書の性質を有す 高裁判所は、適切な指令、命令又は人身保護令状、職務執行令 この編によって与えられた権利を実現していくため、最
- により最高裁判所が行使しうる権限の全て又は一部を行使する なうことなく、国会は他の裁判所がその管轄区域において②項 ことができるとする法律を定めることができる。 (1)項及び(2)項により最高裁判所に与えられた権限をそこ
- この条により保障される権利は、この憲法が別段の定め ンド憲法(一)

1

を設けている場合を除き、停止されない。(3) 第三三条(この編の規定の保障する権利の軍隊への適用につ

いての国会の変更権) 国会は、法律により、軍隊及び公共の秩序維持を任務とする

編によって与えられた権利を制限し、又は排除することができ を維持するために相当であると認められる限度において、この 警察力の構成員がその任務を適正に遂行し、その組織内の規律

第三四条(この編の規定の保障する権利の戒厳令施行地域に

戒厳令施行下のインド領内における治安の維持若しくは回復に この編の前条までの規定にかかわらず、国会は、法律により

おける制限)

その者を免責し又は当該地域において戒厳令施行下において行 われた刑の宣告、処罰、没収その他の行為を確認することを定 関し連邦若しくは州の公務員その他の者のなした行為につき、

第三五条(この編の規定を施行するための立法)

めることができる。

この憲法の規定にかかわらず、

し、州議会はこれを有しない。 (a) 国会は、次に掲げる事項に関し法律を制定する権限を有

二六五 (二六五)

二大六 (三大六)

(i) 第一六条⑶項、第三二条⑶項、第三三条又は第三四条

の規定にもとづき国会が制定する法律によって規定される

(ii) この編の規定により犯罪とされる行為に対する処罰規

為に対する処罰を定める法律を制定するものとする。 また、国会は、この憲法施行後すみやかに回号に規定する行 (9項() 号に規定する事項又は同項()) 号に規定する行為に

は改正するまでその効力を持続するものとする。 り、また、同条の規定による読替をして、国会が変更、廃止又 ド領内で効力を有するものは、第三七二条に規定する条件によ 対する処罰を定める法律であって、この憲法施行のときにイン

〔原注〕 この条において、『効力を有する法律』とは、

第四編 国家政策の指導原則 七二条で定めるものと同じ意味をもつ。

第三六条(定義)

けると同じ意味とする。

この編において『国』とは、文脈の許すかぎり、第三編にお

第三七条(この編の原則の適用)

は国の義務である。 的なものであり、立法に際して、これらの原則を適用すること ものではないが、ここで示された原則は国の統治にとって基本

この編で定められた規定は、裁判所による強制が保障される

第三八条(国民の福祉増進のための国による社会秩序の確保) 国は、社会的・経済的・政治的正義が国民生活のすべて

(1)

ければならない。 ② 国は、異なった地域に居住し、又は異なった職業に従事

障、保護することによって国民の福祉を増進することに努めな の組織にいきわたるよう、社会秩序をできるかぎり効果的に保

便宜及び機会の不平等の除去に努めなければならない。 (8) 互間においても、とくに収入の不平等の減少につとめ、

する個人間においてのみならず、それらの異なった国民集団相

第三

ならない。 国は、とくに次に掲げる事項を確保する政策をとらなければ

第三九条(国の遵守すべき一定の政策原則)

つこと。 ◎ 男女ひとしく公民は、充分な生活手段に対する権利をも

立つように配分されること。 (6) 社会の物的資源の所有及び管理は、 公共の利益に最も役

(で) 経済制度の運用は、富と生産手段の集中が公共に有害を

(d) 男女の差別なく、均しい労働に対しては均しい賃金の支来すことのないようにすること。

払がなされること。

また、公民が経済的必要にせまられて、その年齢又は体力に相(の) 男女労働者及び幼児の健康と体力を酷使してはならず、

応しない職に就くことのないようにすること。

規定)

道徳的・物質的放任から保護すること。 (3) 機会と便宜を与えられること、また、年少者を搾取から保護し、(3)

第三九A条(平等な裁判と無料法律扶助)

第四〇条(村会の組織)

第四一条(労働、教育その他一定の場合における公的扶助に

1

ンド憲法(一)

対する権利)

態にある者の公的扶助に対する権利を保障するのに有効な規定権利並びに失業、老齢、疾病、身体障害又はその不当な欠乏状

国は、その経済能力、発展の段階に応じて、労働及び教育の

第四二条(正当で人間らしい労働条件及び母性保護に関するを設けなければならない。

ための規定を設けなければならない。国は、正当で人間らしい労働条件を保障し、母性を保護する

第四三条(労働者に対する生活賃金等)

国は、適切な立法、経済組織その他の方法により、農業労働

なければならない。 はける個人又は協同組合による家内工業を振興するように努めたける個人又は協同組合による家内工業を振興するように努め、生活と余暇及び社会的・文化的機会を享受するに足りる労働、生活者、工業労働者その他すべての労働者に対し、相応の生活水準

第四三A条(工場の運営への労働者の参加)

ることを保障するための措置をとらねばならない。(3)する工場において企画、人員配置その他の機構の運営に参加す

国は、適切な立法その他の方法によって、労働者がその勤務

二六七 (二六七)

| 六八 (三六八)

に努めなければならず、とくに、品種を維持・改良し、

牛、子

第四四条(公民のための統一民法典)

国は、公民のために、インド領内をつうじての統一民法典を

第四五条(児童に対する無償の義務教育)

保障するよう努めなければならない。

国は、この憲法の施行後一○年以内に一四歳までのすべての

児童に対し、無償の義務教育を行うよう努めなければならない。

第四六条(指定カースト、指定部族その他の弱者層に対する

教育上及び経済上の利益の促進)

国は、国民の弱者層とりわけ指定カースト及び指定部族の教

れらの者を社会的不正義及び一切の搾取から保護しなければな 育上及び経済上の利益を特別の配慮をもって促進し、また、こ

らない。

第四七条(栄養水準及び生活水準の向上並びに公衆衛生の改

善に対する国の任務)

上の目的を除き、健康に害のある酒類又は麻薬物の使用を禁止 改善を第一次的な義務とみなさなければならず、とくに、医療

国は、国民の栄養水準及び生活水準の向上並びに公衆衛生の

第四八条(農業及び牧畜業の組織)

することに努めなければならない。

国は、農業及び牧畜業を近代的・科学的水準に振興するよう

牛その他搾乳用及び農役用家畜の屠殺を禁止する措置を採らな ければならない。

第四八A条(環境の保護、改善並びに森林及び野生動物の保

護に努めなければならない。(34) 国は、環境の保護、改善並びに国内の森林及び野生動物の保

国会が法律で又は、法律にもとづいて国家的に重要であると 第四九条(国家的に重要である史跡、場所及び物件の保護)

ことは国の義務である。 横領、毀損、破壊、除去、処分又は輸出されないよう保護する 定めた全ての美術的・歴史的に価値ある史跡、場所又は物件を

第五〇条(司法の行政からの分離) 国は、国務において、司法を行政より分離する措置をとらな

ければならない。 第五一条(国際の平和及び安全の促進)

国は、次に掲げる事項に努めなければならない。

国際平和及び安全を促進すること

(b) (a)

国際関係の処理にあたって、国際法及び条約上の義務を 諸国民との正当にして名誉ある関係を維持すること

(c)

国際間の紛争を仲裁により解決するようにすすめること

第四A編 基本義務

第五一A条(基本義務)

次に掲げる事項は全てのインド公民の義務である。

(a) この憲法を遵守し、この憲法の理念と制度、国旗及び国

歌を尊重すること 自由をめざすインドの国民的闘争を鼓舞する高貴な理念

インドの主権的統一及び統合を支持し、守ること

を育み、守ること

国を防衛し、要請されたときには軍務に従事すること

る、インド全人民の調和と共通の友愛の精神を促進し、女性の 宗教的、言語的及び地域的又は地方的な相違をのりこえ

尊厳をそこなう慣行を否認すること 多面的要素を含んだインドの文化の豊かな伝統を尊重し、

森林、湖、河川及び野生動物を含む自然環境を保護、改

維持すること

生物をいとおしむこと 科学的気質、人間性及び研究と改革の精神を発展させる

ンド憲法(一)

(i) 公の財産を保護し、暴力を放棄すること

めに、個人及び集団の活動の全ての分野で卓越するようにつと 国民が真剣な努力と業績の高い水準をたえず達成するた

めること

(1) 「主権を有する民主主義共和国」が、第四二次改正に より、現在の表現に改正された。

2 正により「国民の統一及び統合(unity and integrity of 「国民の統一(unity of the Nation)」が第四二次改

(3) バラト(Bharat)とは、インドの対内的国名である。

the Nation)」と改正された。

(4) 第七次改正前は、次のように定められていた。「②諸 州及び領域とする。」 州及びその領域は、第一付則A、B及びC編に規定する

5 「⑹第一付則D編に規定する領域」 同じく、第七次改正前は、次のように定められていた。

6 改正により挿入されたが、第三六次改正により削除され シッキムに関する規定が、第二A条として、第三五次

二六九 (二六九)

(7) このただし書は、第五次改正と第七次改正により変更

- (8) 原注I及びⅡは、憲法第一八次改正により挿入された。 編又はB編に規定する」という文言が削除された。
- (9) (1項は、第一四次改正により挿入された。
- (10) (4項は、第一次改正により挿入された。
- た。 が、第七次改正により「州又は連邦領内の」と改められ(11) 「第一付則に規定する州又は当該州内の」という表現
- 第四四次改正により削除された。(12) (1)号「財産を取得し、保有し、又は処分すること」は、

13) この②項は、「インドの主権と統合」(第一六次改正

- 改められた。
- (4) 「インドの主権と統合」という文言が第一六次改正に

- (15) 同右。
- (16) 第一次改正により(4項は、次のように改正された。 (16) 第一次改正により(4項は、次のように規定していた。「(17) 第四四次改正により(4項は、次のように規定していた。「(17) 第四四次改正により(4項は、次のように規定していた。「(17) 第四四次改正により(4項は、次のように規定していた。「(17) 第四四次改正により(4項は、次のように規定していた。「(17) 第四四次改正により(4項は、次のように規定していた。「(17) 第四四次改正により(4項は、次のように規定していた。「(17) 第四四次改正により(4項は、次のように改正された。
- 「④ 予防拘禁を許すことはできない。 「④ 予防拘禁につき定める法律は、適切な高等裁判 以上にわたる拘禁を許すことはできない。 所の長官の勧告にしたがって構成された諮問評議会が、 所の長官の勧告にしたがって構成された諮問評議会が、

の裁判官又は元裁判官とする。役の裁判官、他の委員は、いずれかの高等裁判所の現役のの裁判官、他の委員は、いずれかの高等裁判所の現

ただし、諮問評議会は、議長及び二名以上の委員をも

すものではない。 定する法律の定める最大期限をこえて拘禁することを許定する法律の定める最大期限をこえて拘禁することを許

、原注〕 この項において『適切な裁判所』とは、次の

裁判所を意味するものとする。

- の連邦領高等裁判所 よりなされた拘禁命令にもとづく拘禁の場合、デリー インド政府及びインド政府に属する官吏又は機関に
- (ii) 拘禁命令にもとづく拘禁の場合、その州の高等裁判所 (連邦領を除く)いずれかの州政府によりなされた
- (iii) 法律にもとづいて定められた高等裁判所」 くは機関によりなされた拘禁命令にもとづく拘禁の場 合、そのために国会が制定した法律により、又はその 連邦領の行政官又はその行政官の下にある官吏若し
- $\widehat{18}$ 「⑦ 国会は、法律で、次に掲げる事項を定めることが 第四四次改正により、⑦項は次のように改正された。
- (a) できる各種事件ごとの最大期限 予防拘禁につき規定する法律により拘禁することの
- (2))この見出は、第四四次改正により削除された。また、(19) このA項は、憲法第四四次改正により挿入された。 (4)項の規定により諮問評議会が行う調査の手続
- 第三一条(財産の強制収用) 財産の強制収用につき定めていた第三一条も廃止された。 廃止前第三一条は次のように規定していた。
- 何人も、法律の定める場合を除き、財産を没収され

1

ッド憲法 (1)

ることはない。

所で審査されることはない。 外のもので交付されるという理由で、当該法律が裁判 という理由又は当該金額の全体若しくは一部が現金以 た、このように定められ、決定された金額が不十分だ を除き、強制的に収用又は接収されることはない。ま は当該原則にしたがって決定され、当該法律で明規さ れた方法で交付される金額で収用又は接収される場合 収用若しくは接収を規定する法律により定められ、又 すべて財産は、公共の目的のため、かつその財産の

ことを保証しなければならない。 項で保障された権利を制限又は侵害しないものである の収用につき当該法律で定め、決定された金額が、同 き定める法律を制定するにあたって、国は、当該財産 により設立、管理される教育施設財産の強制収用につ ただし、第三〇条⑴項に規定するところの、少数者

ない。
②
の強制収用又は接収を規定するものとはみなされ
財産の強制収用又は接収を規定するものとはみなされ その法律が人の財産を剝奪する場合でも、当該法律は 財産の所有又は保有権の移転を定めていないときには 法律が、国又は国が所有若しくは監督する団体への

は適用されない。 第一九条⑴項⑴号の規定は、⑵項で規定する法律に

二七一(三七二)

二七二(二七三)

- を有しない。 統領の考慮を求め、その認証を得た後でなければ効力 ②項に規定する法律で州議会が制定するものは、大
- 領の考慮を求めその認証を得たときには、この憲法の った場合において、当該州議会が法案を可決後、大統 法案がこの憲法施行の際州議会において審議中であ
- ることはない。 に牴触することを理由として裁判所において審査され ②項の規定は、次に掲げる事項に対しては適用され

規定にかかわらず、当該認証を得た法律は②項の規定

た。

- (6項の適用を受ける法律以外の既存の法律の規定 今後国が
- 課税若しくは処罰のため、
- 保健の増進若しくは生命財産に対する危険防止
- (iii) 府との間に締結した協定を実施するため、又は法 インド自治領政府若しくはインド政府が外国政

律で難民財産と宣言した財産に関し

制定する法律の規定 きる。大統領が公告でこれを確認したときは、当該法 憲法施行後三月以内に大統領の確認を求めることがで この憲法制定前一八月以内に施行された国の法律は'

> (① (2項は、第二五次改正により挿入されていれていた。② A項は、第四次改正により挿入されていた。② A項は、第四次改正により挿入されてれていた。② A項は、第四次改正と第二五次改正により変更さ 査されることはない。」

条②項の規定に牴触することを理由として裁判所で審 律がこの条②項又は一九三五年インド統治法第二九九

- 22 21 ⑴項のこのただし書の部分までは、第四次改正により 第一次改正により挿入。 第四二次改正により挿入された。
- 変更された。それ以前の規定は次のようなものであった。 「⑴ この編中の前条までの規定にかかわらず、国が土 地若しくは土地に関する権利を取得することを定める

法律又はこれらの権利の消滅若しくは制限に関して定

- める法律は、それがこの編の規定と両立せず、この編 るという理由で無効であるとみなされることはない。 の規定によって与えられた権利を剝奪若しくは制限す ただし、当該法律が州議会の制定した法律である場
- 適用されない。」 求めるために留保され、その認証を得た後でなければ 合には、この条の規定は、この法律が大統領の考慮を
- 25 24 ②項回号及び回号は、第一七次改正により、ほぼ現在 この第二ただし書は、第一七次改正により挿入された。

り挿入された。第一次改正により挿入された⑷号は次のイヤート、転ライヤート」という文言が第四次改正によ州(名称変更)法と憲法第七次改正により、また、「ラと同じ文言に改正された。州名が、一九六八年マドラス

ように定めていた。

- は、ジャンナムの権利を」という文言が、第四次改正ドラス州及びトラヴァンコール・コーチン州においてた、ジエギイア、イナム、ムアフィ又はその他これにた、ジエギイア、イナム、ムアフィ又はその他これにた。ジエギイア、イナム、ムアフィ又はその他これにに、近年の地方的同義語の意味するところと同様とし、まが当該地方において土地所有に関しては、既存の法律「⑷」『土地』とは、ある地方に関しては、既存の法律
- (26) 第一次改正により、第三一B条が設けられた。により加えられていた。

判決において、無効と判示された。(1973 Supp. S. C. Kesavananda Bharati v. The State of Kerala(1973)27) この「また、これらの国家政策を……」という箇所は、

れていた。また、「第一四条又は第一九条により与えら「第三九条的項又はの項で規定された諸原則」と規定さは、第四二次改正により変更されたものであり、以前は四編で規定された諸原則の全て又はその中のあるもの」

- 改正により廃止された。
 ののでは、第四二次のでにより新設されたが、第四三次のでのでは、第四二次のでにより新設されたが、第四三次の国家的活動に関する法律の適用除外を規定する第三人条又は第三一条により与えられた」と規定されていた。
- 四三次改正で廃止された。この第三二名条は、第四二次改正により新設された。この第三二名条は、第合憲性につき審査できない場合を認める第三二名条が、合憲性につき審査できない場合を認める第三二名条は、第四三次改正で廃止された。
- (31) (f)項は、第四二次改正により変更された。当初のf)項(30) 第四四次改正により、旧第三八条の規定がf)項とされ、
- 護すること。」
 「① 児童及び青年を搾取及び精神的物質的遺棄から保は、次のように規定していた。
- (3) 第四三4条は、第四二次枚圧こより设けられた。(32) 第三九4条は、第四二次改正により設けられた。
- (33) 第四八A条は、第四二次改正により設けられた。(33) 第四三A条は、第四二次改正により設けられた。
- (35) 「法律で……定めた」という表現が、第七次改正により に法律で又は法律にもとづいて……定めた」と改められた。
- 1七三 (二七三)